資料２－２
平成29年度第１回岩手県
周産期医療協議会（H29.11.27）

次期保健医療計画（周産期医療の体制）〔素案〕の構成

項目	＜現行＞ 岩手県保健医療計画（周産期医療の体制）	＜現行＞ 岩手県周産期医療体制整備計画	＜次期＞ 岩手県保健医療計画（周産期医療の体制）	摘要
位置付け		1　計画策定の趣旨 2　計画の位置付け等	（計画の一本化）	
現状	【現状】 ○出生の状況 ○周産期医療従事者数・医療機関数 ○周産期医療体制整備計画	3　現状と課題 （1）人口動態から見た現状 ア　出生数 イ　低体重児 ウ　妊産婦の状況 （2）本県の医療資源の現状と地域特性 ア　特定診療科の医師不足の状況 イ　関係医療機関の状況 ウ　分娩の取扱状況 エ　県境の分娩の状況	【現状】 ○出生の状況 ○周産期医療従事者数・医療機関数等 ○周産期医療の体制〔変更〕 ○ICTを活用した医療情報連携〔新規〕 ○周産期医療関係者に対する研修〔新規〕 ○周産期における災害対策〔新規〕 ○地域で妊産婦を支える取組〔新規〕	○体制整備計画を継承 ○体制整備計画との関係整理、これまでの取組を踏まえ変更 ○「いーはとーぶ」や超音波画像伝送システム整備等医療情報連携の取組を踏まえ新設 ○新生児蘇生法や母体救命等の研修実施状況を踏まえ新設 ○東日本大震災津波等災害への対応状況、国指針を踏まえ新設 ○市町村によるアクセス支援や産前・産後サポート事業等の取組を踏まえ新設
	【求められる医療機能等】 ○リスクに応じた周産期医療の提供 ・低リスク≪病院・診療所、歯科診療所、助産所、市町村≫ ・中・低リスク≪地域周産期母子医療センター、同協力病院≫ ・ハイリスク≪総合周産期母子医療センター≫		【求められる医療機能等】 ○リスクに応じた周産期医療の提供〔変更・追加〕 ・低リスク≪病院・診療所、歯科診療所、助産所、市町村≫ ・中・低リスク≪地域周産期母子医療センター、同協力病院≫ ・ハイリスク≪総合周産期母子医療センター≫ 精神科との連携、災害対策（業務継続計画策定、災害時小児周産期リエゾンとの連携）〔新規〕 ・療養・療育支援〔新規〕	○国指針を踏まえ変更・追加、体制整備計画を継承 ○精神疾患合併妊婦等への対応等に係る国指針を踏まえ新設 ○医療的ケア児等の療養・療育への対応等に係る国指針、検討部会意見を踏まえ新設
圏域設定	【圏域の設定】 ○4周産期医療圏を設定		【圏域の設定】 ○4周産期医療圏を設定	○カバー率やアクセス状況等を考慮し、検討部会意見を踏まえ現行周産期医療圏を継続
課題	【課題】 ○妊産婦の負担軽減 ○医療従事者の負担軽減 ○周産期医療体制の整備		【課題】 ○周産期医療体制の充実・強化〔変更・追加〕 ア　周産期医療を担う医療従事者の確保等　イ　周産期母子医療センター機能の強化 ウ　ICTを活用した医療情報連携　エ　救急搬送体制の強化　オ　人材育成等の推進 ○災害時における小児・周産期医療の確保〔新規〕 ○地域で妊産婦を支える取組〔新規〕 ○医療的ケアを必要とする障がい児等の療養・療育の支援〔新規〕	○現状、国指針、検討部会意見を踏まえ変更・追加 ○災害時小児周産期リエゾンの設置等災害時対応に係る国指針を踏まえ新設 ○地域における妊産婦支援の取組状況を踏まえ新設 ○医療的ケア児等の療養・療育への対応等に係る国指針、検討部会意見を踏まえ新設
数値目標	【数値目標】 ○周産期死亡率		【数値目標】 ○周産期死亡率 ○新生児死亡率〔新規〕 ○災害時小児周産期リエゾンの養成数〔新規〕	○新生児に係る指標について検討部会意見を踏まえ新設 ○災害時小児周産期リエゾンの設置等災害時対応に係る国指針を踏まえ新設
施策展開	【施策】 （施策の方向性） ○妊産婦及び医療従事者の負担軽減、緊急搬送時等における周産期医療体制の整備 （主な取組） ○周産期医療体制の整備 ○妊産婦の負担軽減 ○医療従事者の負担軽減 （取組に当たっての協働と役割分担） ・総合周産期母子医療センター ・周産期母子医療センター等、分娩取扱病院、診療所 ・助産所　・医育機関等　・県民・NPO等　・市町村　・県	4　課題を踏まえた取組の基本方向 （1）リスクに応じた適切な周産期医療の提供 （2）総合周産期母子医療センター等のリスク対応体制の充実 （3）周産期医療情報センター機能の強化 （4）NICUの確保 （5）周産期医療情報システムの拡充 （6）地域連携体制の強化 （7）地域の実情に応じた医療提供体制の整備 （8）搬送体制の充実強化 （9）周産期医療人材の確保・育成 5　周産期医療関係機関の役割等 （1）総合周産期母子医療センター （2）地域周産期母子医療センター （3）周産期母子医療センター協力病院 （4）病院・診療所 （5）助産所 （6）市町村 6　周産期医療情報ネットワークシステムの運用 7　周産期医療関係者に対する研修 8　周産期医療体制の整備等に係る調査・研究 9　岩手県周産期医療協議会の設置・運営	【施策】 （施策の方向性）〔変更・追加〕 ○周産期医療関連施設間の連携 ○周産期救急の24時間対応可能な体制の確保 ○新生児医療の提供可能な体制の確保 ○医療的ケアを必要とする障がい児等の療養・療育支援体制の整備 （主な取組） ○周産期医療体制の充実・強化〔変更・追加〕 ア　岩手県周産期医療協議会の運営 イ　周産期医療を担う医療従事者の確保等 ウ　周産期母子医療センター機能の強化 エ　ICTを活用した医療情報連携 オ　救急搬送体制の強化 カ　人材育成等の推進 キ　周産期医療体制に関する調査・研究 ○災害時における小児・周産期医療の確保〔新規〕 ○地域で妊産婦を支える取組〔新規〕 ○医療的ケアを必要とする障がい児等の療養・療育支援〔新規〕 （取組に当たっての協働と役割分担） ・総合周産期母子医療センター、周産期母子医療センター等、分娩取扱病院・診療所 ・助産所　・医育機関等　・県民・NPO等　・市町村　・県	○現状、国指針、検討部会意見を踏まえ変更・追加 ○現状、国指針、検討部会意見を踏まえ変更・追加、体制整備計画を継承 ・協議会を継続設置し運営 ・産科医・小児科医・助産師等周産期医療従事者の確保を推進 ・周産期母子医療センターの運営等を支援 ・「いーはとーぶ」の活用等による特定妊婦等を支援 ・新生児のヘリ搬送体制構築の検討等救急搬送体制を強化 ・救急搬送や技術向上に係る研修実施等による研修の充実 ・周産期医療に関する調査・研究の実施 ○災害時小児周産期リエゾンの設置等災害時対応に係る国指針を踏まえ新設 ○アクセス支援や産前・産後ケアの取組促進等本県独自の取組として新設 ○医療的ケア児等への療養・療育支援体制について新設